

群馬県後期高齢者医療広域連合
女性活躍推進法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表(平成30年度)

情報公表																			データの時点	公表日
女性職員の採用割合(※1)	採用試験の受験者の女性割合(※1)	職員の女性割合(※2)	(1)継続勤務年数の男女差		約10年前に採用した職員の男女別継続任用割合(※3)		男女別の育児取得率		男性の配偶者出産休暇取得率	超過勤務の状況(※4)	超過勤務の状況(※5)	年休取得率	管理職の女性割合(※6)	各役職段階の女性割合(※6)			中途採用の男女別実績(※7)			
			(1)／(2)	男性	女性	男性	女性	男性						女性	課長	次長	局長	男性		
100%	100%	37%	離職率	該当者なし	該当者なし	0%	0%	該当者なし	91時間47分	-	73%	20%	20%	0%	0%	0%	0%	該当者なし	平成31年3月31日	令和1年7月31日

- ※1 嘱託員及び臨時職員のみ。職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町村から派遣されているため、採用はない。
- ※2 嘱託員及び臨時職員4名を含む。
- ※3 職員(管理職2年・一般職3年)、嘱託員及び臨時職員(3年)ともに任期が決まっており、男女の区別により任期を定めることはないため、差異はない。
- ※4 嘱託員及び臨時職員を除く。
- ※5 嘱託員及び臨時職員を含む。
- ※6 職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町村から派遣されているため、当広域連合に裁量の余地が少ない。
- ※7 職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町村から派遣されているため、採用はない。